

九州・長崎がめざす
地方創生の未来ビジョン

ユニ-9.マリン

IR

UNI-9 MARINE IR

長崎県は、特定複合観光施設 (IR) の導入を目指しています。

もうすぐ、未来がやってくる。

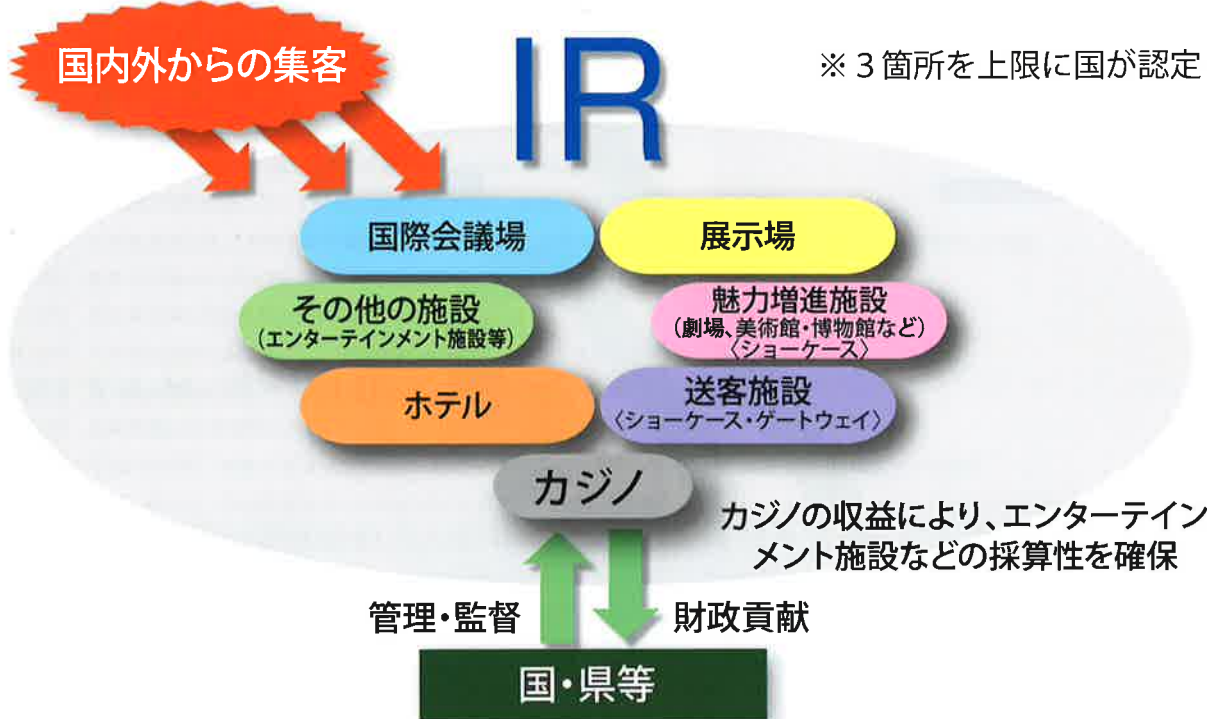
長崎県・佐世保市IR推進協議会

長崎IRイメージ (出所: RFI回答)

IR 特定複合観光施設とは？

特定複合観光施設（IR）とは、国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテル、カジノなどが一体となった観光施設のことです。

国際競争力の高い滞在型観光を進めるために民間事業者が設置・運営する観光施設



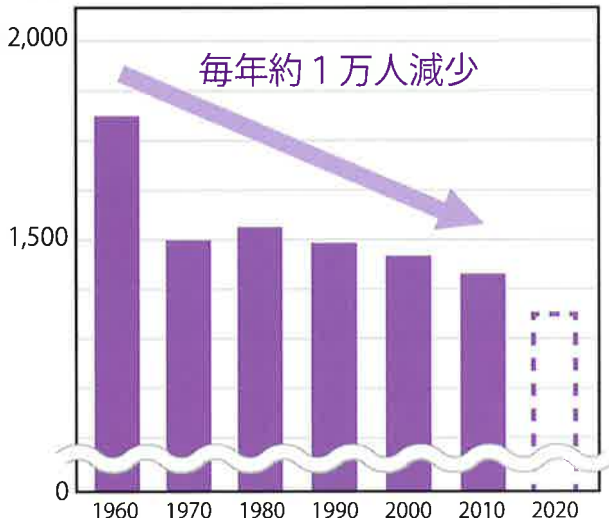
長崎県がIR導入を目指す理由

長崎県では人口減少等の構造的な課題に直面しており、経済の活性化や雇用創出等を促進する必要があります。一方、観光戦略の推進により、外国人観光客が大きく増加するなど、観光産業は成長傾向にあります。

このような状況を踏まえ、国際競争力の高い滞在型観光施設を導入することで、「新たな人の流れ」や「良質な雇用の創出」等、九州・長崎の新たな地方創生の実現を目指しています。

長崎県の人口の推移

(千人) 出所: 国勢調査、長崎県人口ビジョン



長崎県の外国人述べ宿泊者

(千人) 出所: 長崎県観光統計



長崎県が目指すのは九州の『ユニーク・マリンIR』

Only 1 / No.1



独創性 × 先駆性

独自の文化を育み、日本に新しい風を吹かせてきた地域性を背景に、新たな発展の機会を創出

- 日本のゲートウェイとしての役割を担ってきた特有な歴史と独自の文化(和華蘭など)
- 人や文化を受け入れ、発展させる、DNA・おもてなし・進取の気性に満ちた地域性
- 「オンリー1、ナンバー1」にこだわった取組を継続的に行う観光地(拠点)

[コンセプト]

交流とともに発展してきた「歴史」を背景に、「海や島」など、美しい自然を活用した「独創性と先駆性」に満ちたIRを実現し、未来に向かって、「持続可能性」に満ちた美しく、楽しい、活力ある地域社会、日本の実現を目指す。



九十九島(西海国立公園)

Sustainability

持続可能性

IR導入のインパクトでイノベーションを起こし、持続可能な地域社会を実現

九州・長崎のポテンシャルを活かしたIR導入効果により、地域経済の活性化と地方財政の健全化で持続可能なまちづくりを推進

IR導入が地方特有の地域課題を解決し、その効果を広域に波及



黒島の集落(世界遺産)

Marine & Island

海 × 島

豊かな海洋資源、個性豊かな離島、変化に富んだ大自然が与える「癒し」と「豊かさ」の保全と発展

- 四方を海に囲まれ、地理的・社会経済的にまとまりを持つ九州
- 豊かな海洋資源、離島や火山などの美しい自然環境
- 国境離島の経済活動は、「現代の防人」として重要な役割
- 海を通じて世界に接しており、海洋交通の発展可能性が豊富

歴史 × 国際交流

歴史的に国際観光交流拠点であった九州・長崎を再開発することで日本のハブとして新たな人流を創出

- 古代からアジアと、近世以降は欧米を含む海外との交流拠点
- 海外との交流等から創造された歴史的な観光素材(明治産業革命遺産、潜伏キリシタン関連遺産、「神宿る島」宗像・沖ノ島)
- 国際平和のメッセージを発信

Crossover & Crossroad



端島(軍艦島)(世界遺産)



平和祈念像



佐世保バーガー



波佐見焼



長崎ランタンフェスティバル

出所:「九十九島パールシーリゾート」「波佐見焼振興会」「九州旅ネット」

IRに期待される効果

交流人口の拡大

地域経済の活性化

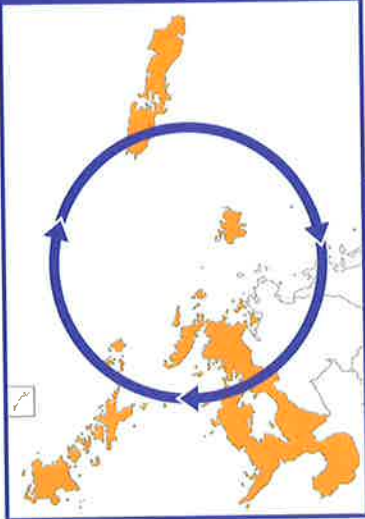
雇用創出

定住人口の増加



IR構想エリアの考え方

D 県広域で交通インフラ・観光素材などを都市間が連携して整備



D 観光旅行促進施設からの全国各地の送客先
全国への観光促進

E 九州一体の観光振興単位(都市間連携)
広域観光による消費を促進

E 九州各地が連携し、一体となって九州広域での観光消費を促進



D 長崎県内(都市間連携)
交通インフラ・周辺環境・観光素材等の整備促進

C 大村湾周辺エリアで観光周遊に必要な施設や整備の開発を促進

C 大村湾を中心としたエリア
民間投資による開発を促進



B 既存施設も含むハウステンボスエリア



B IR区域案②
(HTB:最大約100ha)
【既存施設+新規施設】

A IR区域案①
更地(最大34ha)
【新規施設】

A 既存施設を含まないエリア



長崎県では、佐世保市のハウステンボス地域にIRの導入を目指しています。



経済波及効果等

[九州・長崎への効果]

九州観光全体への貢献

- ①九州ブランドイメージの向上
- ②観光インフラの整備
- ③九州への来訪促進
- ④滞在・消費の促進

幅広い産業への波及

建設

建設、資材生産
運搬など

観光・レジャー

美術館・博物館、テーマパーク
映画館・劇場、商店街など

施設運営

食料・飲料、商品小売、広告、人材派遣
情報通信、エネルギー、備品レンタルなど

輸送

鉄道、航空、船舶
バス、タクシーなど



[日本全国への効果]

全国の観光及び地域経済への貢献

九州・長崎にIRという玄関口を設け、訪日観光客を直接招き入れることで、現在ゴールデンルートに集中している訪日観光客の動きに変化をもたらし、全国への新たな人の流れを生み出す

財政の改善

地方創生への貢献(定住人口の増加、県民所得増加等)による税収の増加
カジノ施設による納付金・入場料

カジノ売上の一部は納付金として観光や社会福祉の増進などに活用

【納付金の使途】

- 観光の振興
- 地域経済の振興
- 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現
- 関係自治体を実施すべき区域整備施策、有害排除施策
- 社会福祉の増進
- 文化芸術の振興

九州圏内への経済波及効果の試算(想定)

集客延人数 ^{*1}	約740万人/年	建設投資額 ^{*2}	約2,000億円
経済波及効果(運営)	約2,600億円	経済波及効果(建設投資)	約3,700億円
雇用創出効果(運営) ^{*3}	約2.2万人	雇用創出効果(建設投資) ^{*3}	約3.8万人

【試算結果の留意事項】

集客延人数については、交通インフラ等による供給能力の限界やハウステンボス施設への来場者を考慮したものではない。(※1)
建設投資額は、建築物の建設費用のみが対象であり、その他の敷地造成工事、外構工事、設計管理に係る費用及び消費税等は考慮していない。公共施設整備も含まない。(※2)
雇用創出効果については、自営業主、家族従業員含む。(※3)
経済波及効果及び雇用創出効果は、九州圏を対象として試算している。

出所:長崎IR基本構想有識者会議取りまとめ

IR開業前後のシンガポールの事例 マリーナベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ

- ◎外国人観光客が56%増加(968万人→1,510万人)
- ◎外国人旅行消費額が86%増加(1兆円→1兆8,600億円)
- ◎国際会議が23%増加(689件→850件)

※数字は2009年→2014年



出所:内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部HP

懸念される事項への対応

IRにはカジノ（IR全体の延床面積の3%以下に制限される予定）が含まれますが、懸念される事項に対しては、国は重層的かつ多段階的に対策を講じることで、影響を最小化することとしています。県においても、国の施策を踏まえ、しっかりとした対策を行ってまいります。

1 依存防止対策・依存症対策

【IR整備法における主な対策】

- 入場料6,000円/回
- 入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限
- マイナンバーカードによる本人確認及び入場回数確認
- 入場料等未払者、入場回数制限超過者については、入場等を禁止
- ※日本人及び国内に住居を有する外国人のカジノ施設への入場に関する規制

【長崎IRにおける対策の方向性】

ネットワーク強化等の体制の充実

本人及び家族に対して、行政・IR事業者・医療機関・支援機関で切れ目なく支援する必要

⇒ 早期に相談から治療へつなぐためのネットワークの強化等、役割分担を行い、体制の充実を図る

行政

公共政策として制度を整備普及
啓発・教育活動 相談体制の強化

依存症本人 及び家族

IR事業者

従業員教育・研修
顧客への広報・啓発
相談窓口の設置
地域との連携等

医療機関・支援機関

段階、分野に応じた
きめ細かな支援
(普及啓発、金銭問題、
治療、回復支援等)

段階に応じた適切な対策

カジノに触れる可能性のある全ての対象者に対して、段階に応じて以下のような適切な対策が必要



【参考】シンガポールにおけるギャンブル依存症有病率の推移

国・規制当局による有効な対策の結果、国民のギャンブル依存症有病率はIR開業前より減少



依存対策、組織犯罪対策、暴力団等反社会的勢力対策、犯罪抑止対策、環境対策、青少年対策等のIR導入に伴う諸課題に的確に対応することで、「安全で安心なIR」を構築

2 治安対策

【IR整備法における主な対策】

- 暴力団員等はカジノ施設への入場禁止
- 犯罪発生予防・周辺秩序維持を事業者に義務付け
- IR区域以外でのカジノの広告・勧誘を原則禁止
- 事業者、従業員、関連業者に対し徹底的な背面調査を行い、暴力団員等の介入を排除

【長崎IRにおける対策の方向性】

街の風紀保持等に向けた取組・方向性

教育機関や病院などの公共性の高い施設等との一定距離の保持、隔離

住環境保持等に向けた取組・方向性

- 環境保持のために必要な規制と、監視・監督（設置施設、設備、営業時間、騒音、振動、照度、広告及び宣伝等）
- IR施設・周辺地域の監視・防犯にかかる設備・組織体制の整備や機能強化
- 警察官の増員、警察施設・交通安全施設の整備等による警察力の強化
- 自治体・警察・IR事業者の緊密な連携
- 地域における環境監視組織の整備

最先端のICT技術によるセキュリティマネジメント



出所:RFI回答

3 青少年対策

【IR整備法における主な対策】

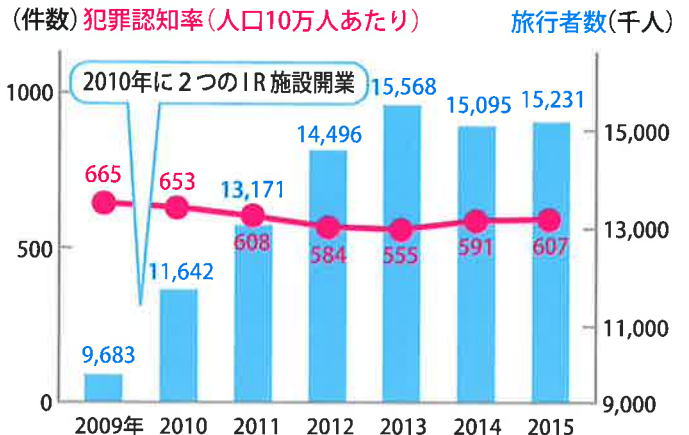
- 20歳未満の者はカジノ施設への入場禁止
- 20歳未満の者に対してカジノ事業の広告・勧誘を禁止
- 20歳未満の者はカジノ施設への入場が禁止である旨を表示・説明することを事業者に義務付け

【海外事例】

	シンガポール	米国ネバダ州
広告・勧誘の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の事前承認制 ・ シンガポール国民及び永住者を対象とした広告の禁止 ・ 広告場所の制限(空港、クルーズ船の停泊所等) 	良識、品位、品格、誠実を備えた、人に不快感を与えない広告及び広報活動の実施を怠った場合は(虚偽又は重大な誤解を招くような広告を含む)、懲戒処分の対象
入場規制	21歳未満の者の入場禁止(ゲーミングも禁止)	21歳未満の者のギャンブルが実施されるスペース等における滞留の禁止 ゲーミングも禁止

【参考】シンガポールにおける犯罪認知率

シンガポールではIR開業後、海外からの旅行者数は大きく増加したが、犯罪認知率に大きな変化はない



出所:第1回特定複合観光施設区域整備推進会議資料を基に作成

[これまでの経緯]

- 平成19年 8月 民間を中心とした「西九州統合型リゾート研究会」が発足
- 平成24年10月 長崎県議会が、政府等に対し「カジノを含む統合型リゾートに関する法整備の早期実現及び統合型リゾートに関わる人材育成に関する意見書」を提出
- 平成25年 3月 佐世保市議会統合型リゾート(IR)推進議員連盟発足
- 平成25年 4月 長崎県と佐世保市が共同で、長崎県・佐世保市IR調査検討協議会を設置し、IRにかかる調査研究及び専門的検討を実施
- 平成25年 8月 長崎県商工会議所連合会から県への要望(全商工会議所 共同提案)※以降毎年度IR導入に関する要望あり
- 平成26年 3月 長崎県知事が県議会にて、IR誘致推進を表明
- 平成26年 3月 長崎県と佐世保市が共同で、長崎県・佐世保市IR推進協議会を設置
- 平成27年 3月 IR基本構想骨子を策定
- 平成27年 6月 九州・山口各県の知事、経済団体のトップが参加する九州地域戦略会議において、IRの導入に向けた取組について現状等を報告
- 平成28年12月 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR推進法)」成立
- 平成29年 5月 九州地方知事会議において、「九州地域へのIR導入」を含む特別決議を行う(1回目)
- 平成29年 8月 九州経済連合会、九州観光推進機構、長崎県、佐世保市、佐世保商工会議所が共同で、IR議連等に対し「IR誘致」を要望
- 平成29年 9月 佐世保市議会が、政府等に対し「特定複合観光施設区域整備に関する意見書」を提出
- 平成29年10月 長崎県企画振興部政策企画課内に「IR推進室」を設置
- 平成29年10月 九州地方知事会議において、「九州地域へのIR導入」を含む特別決議を行う(2回目)
- 平成29年11月 九州地域戦略会議において、IR導入にかかる本県の取組への理解と協力を依頼
- 平成29年12月 長崎県議会が、政府等に対し「特定複合観光施設区域整備に関する意見書」提出
- 平成29年11月～平成30年3月 長崎IR基本構想の検討にあたり、大学教授や民間の専門家等による有識者会議を計4回開催
- 平成29年12月～平成30年2月 IR事業者を含む民間事業者等を対象にアイデア募集(RFI = Request for Information)を実施(38社から提案あり)
- 平成30年 4月 長崎県企画振興部に政策監を配置するとともに「IR推進室」を課外室へ改組
- 平成30年 4月 長崎県・佐世保市IR推進協議会有識者会議が「長崎IR基本構想有識者会議取りまとめ」を報告
- 平成30年 5月 九州地方知事会議において、「九州地域へのIR導入」の項目を含む特別決議を承認(3回目)
- 平成30年 5月 九州地域戦略会議において、「長崎IR基本構想有識者会議取りまとめ」等について説明を行い、本県へのIR導入に対する理解と協力を依頼
- 平成30年 7月 「特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)」成立

Q & A

IRってカジノ
だけなの？

IRはカジノだけでなく、国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテルなどとカジノが一体となった複合観光施設です。IRに占めるカジノの面積は全体の3%以下に制限されます。

全国で何カ所
できるの？

IRを設置できる区域は、3ヶ所を上限に国が認定します。

誰がつくるの？

設置と運営は民間事業者が一体的に行います。県は民間事業者とともにIRを整備するための区域認定申請を行う予定です。

カジノができると、
ギャンブル依存症の
人が増加するのでは？

IRの導入によりギャンブル依存症の人が増加することがないよう、次のような入場規制が行われます。

- 入場回数を制限。連続する7日間で3回、28日間で10回まで。
- マイナンバーカードによる本人確認及び入場回数確認。
- 入場料は、6,000円/回

※入場制限は日本人及び国内に住居を有する外国人が対象

長崎IR 検索



1. 特定複合観光施設区域整備法の概要

1 目的

適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。

2 特定複合観光施設（IR）区域制度

●特定複合観光施設（IR）

カジノ施設と、

- ①国際会議場施設
- ②展示施設等
- ③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設
- ④送客機能施設
- ⑤宿泊施設等

から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されるもの

●認定申請等制度

- ①国土交通大臣による基本方針の策定
- ②都道府県等による実施方針の策定（IR事業者の公募・選定）
- ③都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請
- ④国土交通大臣による認定やIR事業者の監督等

●立地市町村との関係

実施方針の策定…立地市町村は同意（市議会との調整）
事業者の選定…立地市町村と協議
区域整備計画の作成…立地市町村は同意（市議会との調整）
区域整備計画の申請…都道府県等は議会の議決、立地市町村は同意（市議会との調整）

●区域認定数

認定区域整備計画数の上限は3とする

●カジノ収益の活用

IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け

3 カジノ規制

●カジノ事業の免許制

IR事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、カジノ事業を行うことができる

●カジノ面積規模等

カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為が区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定

●IR事業者への義務付け

業務方法書、カジノ施設利用約款、依存症防止規程及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け

●入場規制・本人確認

日本人等の入場回数、連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限
本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け

●入場等の禁止

20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未納者、入場回数制限超過者についてはカジノ施設への入場等を禁止

4 カジノ管理委員会

内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置

IR事業者等に対する、監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等

5 入場料・納付金等

●入場料

日本人等の入場者に対して、入場料等として6,000円/回を賦課

●国庫納付金

- ①カジノ行為粗利益（GGR）の15%、②カジノ管理委員会経費負担額
- 認定都道府県等納付金

①カジノ行為粗利益（GGR）の15%

2. スケジュール

■ 想定スケジュール (最短)

